

公立保育所において、一時預かり[定期利用]を利用する
3 歳以上児クラスの主食の取扱いについて

1. 主食の取扱いについて

施設において主食の提供がない場合（主食提供実施前）や、以下「3. 主食提供に係る申出書の提出について」において、**主食の提供を希望しない場合**は、ご家庭から主食の持参をお願いします。

2. 主食費について

保護者の皆様にご負担いただく主食費（月額）は以下のとおりです。

定期利用	主食費	参考	
		利用料	合計
週 2 日	400円/月	9,400円/月	9,800円/月
週 3 日	600円/月	13,500円/月	14,100円/月

3. 主食提供に係る申出書の提出について

- 施設において主食の提供がある場合、主食提供の希望有無を把握するため、「3 歳以上児の主食提供に係る申出書（一時預かり：定期用）」に必要事項をご記入の上、各保育所へ利用開始月の月初開所日の 4 開所日前までに提出をお願いします。
- 主食提供の有無の変更（提供から不要への変更など）を希望される場合は、変更を開始する月の月初開所日の 4 開所日前までに「変更申出書」（一時預かり：定期用）の提出をお願いします。

※主食提供は月単位での取扱いとなるため、月途中からの変更はできません。

4. 主食費の納入方法について

（1）納付書払い

納付書で納入される場合は、毎月 10 日（土日祝の場合は翌営業日）に幼保運営課から発送する納付書により、納付書裏面に記載の金融機関にて納期限までに納入してください。（利用料、主食費の各納付書を同封して発送いたします。）

（2）電子決済

利用料を電子決済（Paypay、auPAY）で納入される場合は、利用日初日の降園時に、利用料と共に主食費も併せて納入してください。

5. 注意事項

- ・「3歳以上児の主食提供に係る申出書」（一時預かり：定期用）において、「主食提供を希望しない」と回答された場合は、ご家庭から主食の持参をお願いいたします。
- ・登所予定児童数に応じた過不足ない量の炊飯を行うため、「主食提供を希望しない」と回答し、ご家庭からの主食持参をお忘れになった場合には、現行どおり保護者様へ連絡を取り、主食を保育所へお届けいただく対応となりますので、あらかじめご承知おきください。
- ・主食提供の有無の変更（提供から不要への変更など）を希望される場合は、「変更申出書」（一時預かり：定期用）の提出をお願いいたします。
※主食提供は月単位での取扱いとなるため、月途中からの変更はできません。
※変更を希望される場合は、利用施設の職員へお問い合わせください。
（変更を開始する月の月初開所日の4開所日前までに「変更申出書」の提出が必要となります。）

[主食提供に関すること]

幼保指導課保育の質向上班

043-245-5731

[主食費・納入方法に関すること]

幼保運営課助成1班

043-245-5729